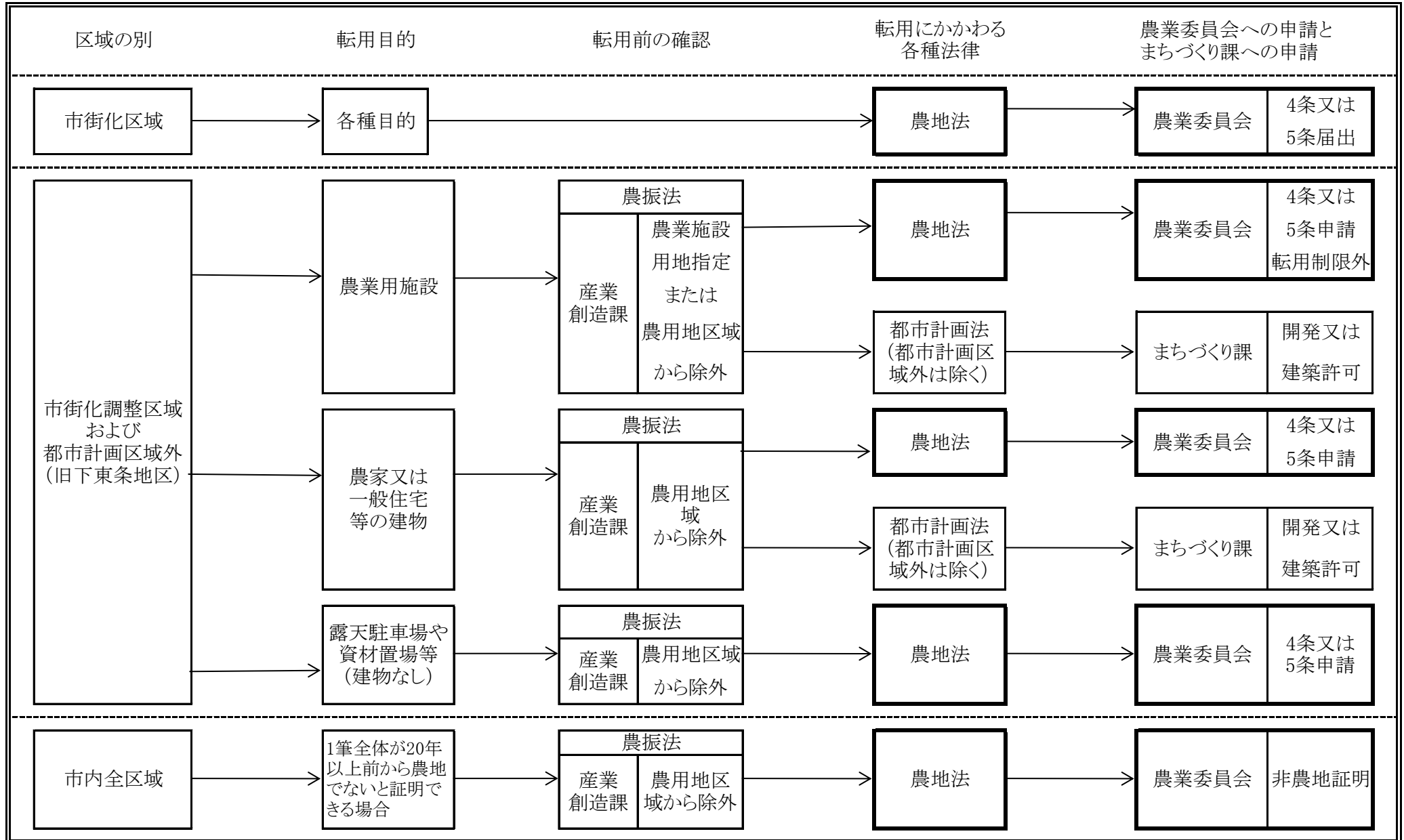


農地転用の流れ

農地転用申請の種類						注意		
第4条	自己所有地を自己使用するために農地以外に転用する場合	第5条	自己所有地を自己以外の者が農地以外に転用する場合	転用制限外	第4条に該当する農業用施設で200㎡未満。	非農地証明	20年以上前から1筆全体が農地の状態でなくなっていることが客観的資料(航空写真や固定資産名寄帳等)により証明できる場合	立地条件や事前着工等により転用が認められない場合があります。



農地転用にあたっての留意事項

1. 都市計画区域の違いに留意してください。

- (1) 市街化区域の場合は、届出です。
- (2) その他の区域の場合は、まず農業振興地域の整備に関する法律(以下「農振法」という)の農用地区域であるかどうかを、産業創造課で確認ください。
農用地区域の場合は、農用地区域からの除外手続きを行ってからでないと転用申請をすることはできません。
除外手続きについては、産業創造課(63-1000(550))でご相談ください。
農振除外申請については、毎年2回(5月と10月)です。詳細については産業創造課へ確認ください。
- (3) 建物等を建築する場合(一般住宅、地縁者住宅、農家住宅、農業用倉庫等)は、都市計画法の相談も合わせてお願いします。
- (4) **太陽光発電設備の相談については、まず農用地区域から除外されているかどうかをご確認ください。**
原則として除外地でないと転用申請を行うことはできません。